

武家手猿楽の系譜：能が武士の芸能になるまで

MIYAMOTO, Keizo / 宮本, 圭造

(出版者 / Publisher)

法政大学能楽研究所 / The Nogami Memorial Noh Theatre Research Institute of Hosei University

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

NOGAKU KENKYU : Journal of the Institute of Nogaku Studies / 能楽研究 : 能楽研究所紀要

(巻 / Volume)

36

(開始ページ / Start Page)

29

(終了ページ / End Page)

64

(発行年 / Year)

2012-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008741>

武家手猿楽の系譜

—能が武士の芸能になるまで—

宮 本 圭 造

はじめに

室町後期、能は武士が嗜むべき諸芸の一つとして位置付けられていた。そのことは、室町幕府の政所執事、伊勢貞頼が享祿元年（一五二八）にまとめた武家故実書『宗五大草紙』に見える次の記事からも明らかである。

若人ハ弓馬・鞠又ハ歌道の事、兵法、包丁、又ハ当世はやり候大つづみ、小つづみ、大こ、笛、尺八、音曲などもちとハ稽古候て可然候。うたひはもじのあつかひ、口のうち以下口伝肝要候。（中略）又若人ハ酒もりの時、一さし御舞候も能候。座敷舞をば大事のよし申候。

すなわち伊勢貞頼は、武士が若年時に稽古すべき諸芸として、弓馬や歌道などとともに、囃子・音曲、そして酒宴の席における座敷舞を挙げている。同様の記事は、『宗五大草紙』より少し成立が遡る『伊勢貞親教訓』にも次のように見え、室町後期、これらの芸能が武士の嗜みと見なされていた状況を伝えている。

肝要は弓馬の二なり。此二道を旦夕心につけ、毎日におこたるべからず。（中略）此外の稽古はよければもとより

の事、あしけれども不苦。此うち猿楽などのするわざは、人によりて能し了せたるは還て見苦。酒宴の時はさし舞事など一向にしらざれども、馬をしらぬ様に恥にはならざれども、当世人の玩なれば大たいし了せたるが好也。仁たるものの小利口に猿楽同前にし了せたる、更に見事にあらず。

そして、こうした言説と呼応するように、十五世紀後半から十六世紀にかけて、武士が自ら能を舞い、謡を謡ったことを示す記録が頻繁に見られるようになる。このような武士による演能は、戦国期に顕著となる手猿楽流行の一現象であると捉えられており、能勢朝次「能楽源流考」(昭和十三年。岩波書店)も、第八章「手猿楽考」中に「武士の手猿楽」なる項目を設けて、「猿楽能の芸術的価値の高まりは、又、当時の社会一般、殊に幕府大名等の武家階級の愛好を勝ち得ることとなり、平安貴族が管絃や舞楽を愛重した如く、猿楽は武家階級の式楽的なものとなり、又彼等の酒宴等の余興としては欠くべからざるもの」となり、「かやうな情勢下にあつた室町時代に、手猿楽が非常な隆盛を來して、武家のみでなく、公家階級にも及び、庶民階級も亦これに加はり、所謂職業的な手猿楽者の群を数多くみ出すに到つた」と記している。

もつとも、武家階級の人々が能を愛好したことと、彼らが自ら能を演じることとの間には、なお大きな隔たりがあると云わねばなるまい。足利義満の祇園会見物の棧敷に同席した世阿弥を「乞食之所行」として蔑視した「後愚昧記」の記事を引くまでもなく、中世の猿楽に対する賤視は、現実の問題として確かに存在したのであり、卑賤な業と見られていた猿楽を、武士が自ら演じることに対しては、ある種の抵抗があつたと考えられるからである。当時、武士が自ら嗜み、享受する芸能としては、「早歌」とも「宴曲」とも呼ばれる謡物があつた。鎌倉期に成立したこの芸能は、主に武士の間で享受され、足利義満の周辺にも早歌謡いとして知られる武士が近侍していたし、丹波の金山備中入道など、早歌を家の芸として伝承する武士の家系も存在した。永享六年(一四三四)正月二十八日、室町御所で行

31 武家手猿楽の系譜

われた早歌に際し、山名の家臣である恒屋ら五人が助音を勤めたような例もあり〔清濟准后日記〕、武士が担い手となる芸能といえ、早歌が第一に挙げられよう。公家が雅楽を家の芸とし、その習得に励んでいたのと同じような例を、中世の武士にも見出すとすれば、それは早歌であつて、能ではない。能はあくまで猿楽が演じるものであつて、武士が自ら伝承すべきものとは考えられていなかったのである。しかるに、永享年間を皮切りに、武士が自ら能を演じたことを示す記録が散見するようになる。こうした現象は戦国期に広く見られる手猿楽流行と軌を一にするものとされているが、町衆や公家の手猿楽が歩んだ歴史とは、当然ながらその歩みを異にし、武家手猿楽の動向については、当時の武家社会のあり方をも踏まえ、独自の文脈の中で捉えるべきではなからうか。以上のような立場から、本稿では、武家手猿楽がいかに始まり、いかに展開したのかを新たな観点から検討することにした。その上で、能楽史における武家手猿楽の果たした役割を再検討しようというのが、本論文のねらいである。なお、本稿においては、「手猿楽」の語を、猿楽ではない素人が能を演じる行為、もしくはそこで演じられた能を意味する語として用い、手猿楽を演じる素人役者については「手猿楽者」の語を用いて両者を区別することとする。

一、武家手猿楽の創始

武士による手猿楽はそもそもいつ頃、どのようにして始まったのであろうか。能勢朝次氏はこの点について、「武士階級の手猿楽を見るに、応永時代はあまり記録に見えないが、永享に到つて松囃子の流行と共にこれが盛んになつて居る」と述べ、武家の手猿楽が永享頃の松囃子の流行を契機として始まっている点に注目している。これは、武家手猿楽の創始期の様相を窺う上でも、また、その盛行の歴史的背景を明らかにする上でも、きわめて重要な指摘といえよう。

松囃子とは、正月に行われた囃子物を主体とする祝福芸能をいう。室町前期には京都の至る所で松囃子の芸能が演じられ、それには、地下の村人が行うもの、殿上人・地下殿原衆が行うもの、町女房が行うもの、大名が行うもの、声聞師が行うものなど種々あったことが、吉川周平「松拍考」(『演劇学』八・十号)によって明らかにされている。このうち、大名が沙汰して行う松囃子を「大名松拍」(『看聞日記』)といい、永享年間を中心に、室町將軍御所などで度々催されたことが記録に見える。その最も早い例が、正長二年(一四二九)正月十三日に室町御所で行われた赤松滿祐が沙汰する松囃子で、『滿濟准后日記』によれば、もともと赤松邸において毎年正月十三日に行われていたものを移したという。赤松邸では、六歳の足利義滿が播磨に下向した際、赤松家中の武士がお慰みとして松囃子を演じて見せたのに因み、毎年の松囃子が恒例になっていた。その赤松家の松囃子が室町御所に場所を移して行われたのは、將軍就任を目前に控えた義教の意を受けたものらしく、これ以後、將軍義教の治世には、幕府の有力守護大名の沙汰する松囃子が相次いで行われた。この三日後には一色義貫、翌永享二年には正月十三日に赤松滿祐、十九日に一色義貫、二十五日に畠山満家、二十八日に細川持之、二月一日に山名常照が、それぞれ松囃子を行っている。永享三年の年頭には「停止」の儀によって行われなかったが、その翌年の永享四年にも前々年と同じく、正月十三日に赤松、二十二日(十九日の予定が延引)に一色、二十八日(二十五日の予定が延引)に畠山による松囃子が行われており、『看聞日記』によれば、これは將軍義教の室町御所新造を祝つての催しであるという。

その後、永享五年からの六年間は大名松囃子の記録が見えないものの、永享十二年に再び諸大名により松囃子が舉行される。同年の松囃子は、「室町殿」が「武家近習并小番衆」や「在京之諸大名」に命じて、禁裏御所で行わせたもので、「室町殿御分」の囃子物の後に、管領細川持之・山名持豊・赤松・京極の家臣による囃子物が続くという大規模な催しであった(『建台記』)。その様子について、『師郷記』は「色々風流前代未聞事」、「大乘院日記目録」は

33 武家手猿楽の系譜

「天下大儀見物」と記している。

松囃子の中核を占めるのは鼓や笛を伴奏とする囃子物の芸能であり、それには七福神などの仮装行列、趣向を凝らした作り物が付随した。これらを総称して「風流」といい、大名松囃子も基本的にはこれと同様の構成であったらしい。例えば、永享二年に赤松が沙汰した松囃子は、「風流超過去年、驚目了(中略)其後福祿寿如去年、惣テ物数三十一色云々」と記されているし(『満濟准后日記』)、正長二年の一色の松囃子にも「船笠等造物」が登場したとある(『同』)。もともと、大名が沙汰する松囃子では、仮装や作り物の行列だけではなく、様々な芸能がそこで披露されることもあったようである。例えば、永享二年正月二十五日に畠山が沙汰した松囃子では、「延年衆」に仮装するものが数十人登場し、「大衆舞并兒乱拍子」を舞ったという。『満濟准后日記』はこれについて「移南都延年歎」と記しているが、「此一興一鼻分也。如此色々十一鼻歎」ともあり、延年の芸能は、この日の松囃子に登場する十一の出し物の一つに過ぎず、その他にも同様の出し物が次々に演じられたらしい。そこで様々な芸能を演じること自体が、「風流」の一つの趣向であったといえよう。また、永享四年正月二十二日の一色の松囃子でも、一色左京太夫の息子五郎が舞台に出て舞ったとある(『満濟准后日記』)。その一色五郎が舞った芸能がどのようなものであったのかは不明であるが、能勢氏はこれを武家による手猿楽の早い例として挙げている。永享二年の畠山の松囃子における大衆舞や乱拍子の上演例などを踏まえるならば、一色五郎の舞台上での舞が「能」であった可能性は十分にある。声聞師が行う松囃子においても、応永年中から「猿楽等乱舞」「猿楽以下種々」の芸能が行われており(『看聞日記』)、永享三年には、室町御所での松囃子を観世大夫が担当して「猿楽六番」を演じるなど、松囃子は次第に、風流囃子物を主体とする芸能から、能を主体とする芸能へと移行しつつあった。そうした声聞師や猿楽らが行う松囃子の影響を受けて、大名松囃子でも、「風流」の趣向として能を取り入れることは十分に考えられるからである。

いずれにせよ、大名松囃子が武士と芸能との関わりを大きく変化させたのは間違いない。正長二年や永享二年に諸大名が沙汰した松囃子は、全て家中の「若党」によって演じられたものであったが、永享四年の一色の松囃子では、一色義貫が自ら松囃子の奉行を勤め、嫡男の兵部少輔は大鼓、次男は小鼓を打ち、また、前述のごとく、一色左京大夫の息子五郎は舞台で舞を舞ったという。『満濟准后日記』はそれにつき、「先々ハ悉内若党共許也。自身大名沙汰當年始也」と記し、大名が自ら松囃子の芸能に参加するのは、当年が初めてのことだとしている。大名松囃子を契機とし、武士が自ら芸能を演じる気運が高まり、大名クラスにまでそれが及んでいたことを物語っているのである。

室町後期の武家手猿楽の盛行も、おそらくはこうした大名松囃子の延長線上に位置づけられよう。その大名松囃子と武家手猿楽との関わりを具体的に示唆するのが、永享四年正月二十四日に室町御所で行われた御能である。『満濟准后日記』によれば、この時の演能は「細河奥州若党共」による「芸能五番」に続いて、観世大夫と観世入道により一番ずつ能が舞われたという。観世大夫は観世十郎元雅、観世入道は世阿弥、「細河奥州若党共」は細川持経の若侍を指し、世阿弥父子が細川家中の武士に芸の指導を行ったものと見られる。これは、大名家中の武士が能を演じたことを示す最も早い記録であるが、この前々日の二十二日に一色義貫の沙汰する松囃子、正月二十八日に畠山満家の沙汰する松囃子が行われており、二十四日の室町御所での御能も、これら一連の松囃子の中で行われた可能性が想定される。しかし、吉川氏は前掲論文において、室町御所の大名松囃子では、武家側の有力な大名が出仕して見物する他、摂政以下の公卿や僧が招かれるのが通例であったのに対し、二十四日の御能では、大名松囃子に必ず招かれている摂政二条持通が同席した形跡がないことから、松囃子とは性格を異にする催しであったと推測する。『満濟准后日記』が「松囃子」と記録していないことから、首肯すべき見解であろう。ただし、この御能が行われた時期から類推するに、一連の松囃子と全く無関係であったとも思われず、やはり大名松囃子が盛り上がりを見せる中、その気分を承

35 武家手猿楽の系譜

けて企画された催しであったと解することは許されよう。

現にこれ以降しばしば記録に見える武士による手猿楽には、松囃子に伴って行われた例が少なくない。例えば、文明二年（一四七〇）の観世大夫の松囃子では、「座物共無人数」ということで、「細川被官人共相交」り、猿楽を演じたというし（『大乘院寺社雜事記』）、長享三年（一四八九）正月二十四日の阿波守護細川義春邸での「松拍」では、松囃子十番とともに「手能五番」が演じられており（『蔭涼軒日録』）、先の例と同じく、これも細川家中の武士が能を演じたものらしい。また、同年正月十六日、赤松家臣の浦上美作守則宗が「大将之陣所」で張行した松囃子も、「拍物数七十色、能七番、狂言七番」というように、囃子物と能・狂言が同時に演じられており（『同』）、松囃子という場が、武家の手猿楽を育む一つの「土壌」であった事実を示しているのである。

十五世紀末になると、松囃子以外の場でも武家の手猿楽が盛んに行われるようになる。初期の記録に見えるのは、赤松や細川の家による手猿楽であり、とりわけ、赤松家中の手猿楽に関する記事が『蔭涼軒日録』に頻出する。すなわち、長享二年二月二十五日に、赤松の陣所で「手能」が、翌三月二日には「金剛三郎陣所」で「手能」が行われた由が見えるほか、延徳四年（一四九二）二月四日、赤松の陣所において、「金剛大夫与手能之衆相雜」の能が催されたとあるのがそれで、いずれも赤松家中の武士が中心となって演じたものらしい。家中の武士のみならず、当主の赤松政則も「雖云幼少、尤好音曲」といい、手猿楽に熱心であったことが知られ、また、その政則の重臣である浦上則宗も蔭涼軒寺主の前で、度々「歌舞」を披露するなどしている（延徳四年三月十五日条・明応二年正月十三日・十六日条ほか）。明応二年（一四九三）六月二十八日には、赤松邸における酒宴の席で、赤松左京大夫政則・別所大藏少輔則治・浦上美作守則宗・上原対馬守・小寺勘解由・後藤藤左衛門尉則季が舞を舞ったともあり、赤松主従による手猿楽の盛行が窺われる。³⁾

細川家中の手猿楽はこれに比べると記録が少ないが、延徳三年（一四九〇）六月五日、讃岐守護細川義春邸での演能において、「彼御息六歳」の子が能二番をつとめて満座の感涙を催したとあるほか（「同」）、同年十一月十二日にも、備中守護細川勝久の被官人が禁裏小御所において手猿楽を行った由が見え（実隆公記）、十五世紀末、武家の手猿楽が赤松・細川ら有力守護大名の間に大きく展開しつつあった様相を示している。

そして、伊勢貞頼の「宗五大草紙」が記す武家手猿楽の記事も、こうした状況を反映したものに他ならない。そこでは、「座敷舞」に堪能な人物として、観世大夫松盛や日吉源四郎などの猿楽とともに、一色匠作・秋庭備中元重の名前が挙がっている。一色匠作は、文明から明応にかけて丹後国守護、伊勢半国守護を歴任した一色修理太夫義直、秋庭元重は明応年間の幕政を主導した管領細川政元の側近で、永正六年（一五〇六）に没した備中松山城の城主であり、いずれも十五世紀末に手猿楽を盛んに演じた人物であった。この二人の演能記録は一つも見当たらないが、そのことは、当時の武家手猿楽が、記録に見える以上の盛行を見せていたことを示している。かくして、十五世紀末から十六世紀はじめには、能が広く武士の嗜みとして認められる風潮が生まれていたのである。

二、室町幕府における武家の手猿楽

もつとも、武家手猿楽は、単なる武士の慰みの中から生まれたものではなかった。正長・永享年間の大名松囃子が、諸大名から將軍義教への奉獻という形式で行われたように、手猿楽もまた、大名家においては家臣から主君の大名へ、室町御所においては大名から將軍へ奉獻するという性格を有していたと思われる。

戦国期、室町幕府はその支配力を失い、やがて崩壊へと向かうことになるが、畿内を中心とする限られた地域においてはなお支配の実効力を持ち、戦国大名が割拠するようになった後も、一定の権力を保有していたことが、近年の

37 武家手猿楽の系譜

研究によって明らかにされている。室町御所での御能も引き続き御用役者である観世大夫によって行われたが、注目されるのは、天文年間になると、室町御所での御能が、こうした武家の手猿楽を座衆に加える形で維持されていた点である。例えば、天文八年（一五三九）三月、室町御所での伊勢伊勢守申沙汰の御能は、観世と宝生が大夫を勤めたが、その座衆は「公方衆・当方衆相交」、すなわち、幕府奉公衆や伊勢守内衆が加わるという形であった（『親後日記』）。

また、天文十三年十月の室町御所の御能でも、観世大夫の座衆として「細川内、伊勢内、奉公衆」、すなわち管領細川晴元・政所執事伊勢貞孝・奉公衆大館尚氏の家中の手猿楽者が加わっている（『言継卿記』）。天文期の観世大夫は一座を組織するのにも窮するほど衰退していたが、その観世大夫による室町御所での御能をかるうじて支えていたのが、細川晴元・伊勢貞孝・大館尚氏の家中の手猿楽者だったのである。⁴⁾

中でも、伊勢貞孝の家中には、謡に堪能なものが大勢いたことが知られている。すなわち、伊勢貞孝に仕えた蛸川親後の日記に伊勢氏被官人の謡講の記事が頻見し、その講中として、淵田・河村らの名前が見えるほか、「お湯殿の上日記」にも、「いせかひくわん七八人まいりてうたいまいらする」（天文七年四月十七日条）、「ふちた、そのほかいせのかみの物共にうたわせらるる」（天文十二年九月十五日条）など、伊勢氏被官人が参内して謡を披露したとの記事が頻出する。とりわけ活躍が目立つのが「伊勢守内淵田三郎左衛門」（『言継卿記』天文六年正月二十三日）を始めとする「淵田」の一党で、淵田章句の謡本を数多く残すなど、まさに謡の家といつてよい存在だったらしい。

大館氏の家中にも、手猿楽者として活躍するものが少なくなかった。天文四年五月、御霊御旅所の勧進猿楽で大夫を勤めている「大館内富森子」はその一人で、勧進猿楽にまで活躍の場が及んでいた点が興味深い。天文十二年九月二十六日、北鹿での演能に出演した「富盛御仙」も同人らしく、この催しでは大館尚氏の息子左衛門佐晴光のこととらしい「大左」も能一番を舞っている（『鹿苑日録』）。

一方、細川家中の手猿楽者は、「言継卿記」天文十四年三月二十一日条に、「細川右京兆内高島神九郎子兄十三歳・弟八歳」が禁裏御所の御能で大夫をつとめた由が見える。座衆は細川家の「馬まはり衆」であった。「高島神九郎」は、細川晴元の重臣として山城郡代をもつとめた高島甚九郎長直であり、その長直の二人の息子は、天文十五年三月三日に禁裏小御所で催された宴席でも音曲を披露するなどの活躍を見せている（「言継卿記」）。室町御所での御能でも、この高島兄弟や、家中の「馬まはり衆」の面々が出演したのであろう。

こうした管領細川家、政所執事伊勢家、奉公衆大館家が三位一体となつて室町御所の御能を担う体制は、そのまま当該期の室町幕府の政治体制の縮図でもあった。しかし、天文十八年、高島長直が三好長慶との戦いにおいて敗死。

この戦いに敗れた細川方が將軍足利義晴・義藤（後の義輝）とともに近江へ逃亡し、ここに細川政権が崩壊すると、これ以後の室町御所での御能は、細川氏に代わつて政権を掌握した三好氏とその家中が伊勢守内衆や幕府奉公衆とともに能の座衆に加わることになる。すなわち、天文二十一年、近江へ逃亡していた足利義輝が長慶と和睦して帰洛、その年の四月五日に催された室町御所での御能では、「大夫観世、三好以下、座衆、奉公衆・伊勢守衆、其外三好内衆」（「言継卿記」）が出演したという。観世とともに大夫を勤めた「三好」が長慶自身を指すのかは不明であるが、三好一族がとりわけ能を好んだことは、「四座役者目録」に見える様々なエピソードからも容易に推察されるところであり、その家中には謡に堪能な「木村」や、大鼓に秀でた「和久新介」（「言継卿記」）らもいた。永祿四年閏三月の義輝の生母慶寿院邸御成の際には、長慶の一族、三好政康が將軍の求めに応じて「西行桜」の鼓を打っており（長江正一「三好長慶」。昭和四十三年。吉川弘文館）、三好家の家中には能を嗜むものが少なくなつたのである。

この時代、室町幕府内において政権の主導的な地位に立とうとするものは、おしなべて家中の手猿楽を奨励したが、近江の守護大名、六角定頼もその一人である。⁽⁵⁾ 六角氏が天文期の幕府を支える極めて重要な大名であつたことは、近

39 武家手猿楽の系譜

年の研究が明らかにするところであるが、天文十五年二月には、「ふけより六かくにおほせつけられて」、すなわち、將軍義晴の命により、六角定頼が「あふみのせたの山をか」を大夫とする能を禁裏御所において沙汰している（『お湯殿の上日記』）。『言継卿記』はその演者について、「大夫は江州勢多山岡子也、悉江州之衆也」と記している。この「勢多山岡子」は近江瀬田を本拠とする六角氏配下の武將、山岡景隆⁶であり、右に「悉江州之衆也」とあるのも同じく六角家中の武士を指すらしい。六角家中に手猿楽に堪能なものが少なくなかったことは次節に述べるが、永正十五年（一五二八）三月、内裏にて猿楽十三番を演じている「近江侍」（『宣胤卿記』）、天文四年五月、御霊御旅所で行われた勸進猿楽で「大館内富森子」とともに大夫を勤めた「江州者両三人」も、やはり六角氏の家臣と思しく、六角家中の手猿楽が細川氏・伊勢氏・大館氏・三好氏のそれに匹敵する勢力を有していたことが知られるのである。

新興の戦国大名もこうした時代の動向に従った。越前の朝倉氏はその代表的な存在であり、被官人の多くが天文頃から観世座の役者などに師事して、能の習得に努めたことが知られている。永禄十一年五月十七日、一乗谷において足利義昭御成の御能を催した際にも、大勢の被官人が演能にあたった。『朝倉義景亭御成記』によれば、その背景には大和猿楽四座不参という、やむをえざる事情があったが、大夫を「わし田と申者、朝倉中務大輔被官人」、脇を「三輪と申者、太守の馬廻ノ者」が勤め、また、『朝倉記』に見える役者交名には、

翁ハ鷲田、センザイハ小泉新七郎、サンハサウハ梅ノ新次郎仕ル、太夫ハ服部彦次郎、一若小太夫、脇ハ三輪次郎右衛門、神子権ノ少輔、福岡四郎右衛門、ツレハ半田源左衛門、小泉弥七郎、笛ハ千田六郎右衛門、千秋又三郎、大鼓ハ上田六郎兵衛、阿波賀藤四郎、太鼓ハ服部兵部丞、田辺三郎、此外齊藤与七郎、桜井新三郎、氏家弥三并二金山、藤林、森、藤田、壁田、千秋、山本、上野、宮石、古沢之其等各芸ヲゾ尽シケル。

と、小泉・梅野（梅ノ）・服部・三輪・福岡・半田・千秋・齊藤など、多くの被官人の名前が挙がっているのである。

彼らはいずれも朝倉氏配下の武士としての活動が記録に見える人物であり(松原信之「越前朝倉氏の研究」。平成二十年。吉川弘文館)、例えば大夫を勤めた服部彦次郎は、元龜三年(一五七二)四月二十五日の「一乗谷奉行人連署状」に奏者として名前が見える、朝倉義景の重臣であった。結果的にこの催しは、越前に下向した足利義昭やその奉公衆たちに、朝倉氏の文化的成熟を印象付けることとなった。「朝倉始末記」によれば、朝倉家中による演能の後、義昭御供衆の仁木義政・大館春忠・上野信忠、亭主の朝倉義景がそれぞれ「順ノ舞」を披露し、御盃の儀が終った後には、「義景へ重テ舞ヲ御所望」したといい、朝倉義景もまた手猿楽の担い手であったことが窺える。朝倉氏が家中の手猿楽に力を注いだのは、室町幕府を支える有力守護大名や奉公衆の例にならうことで、自らもまた彼らと同等の立場にあることを主張する目的があったと考えられよう。ここに、室町幕府の伝統的な枠組みの中の権力誇示という、戦国大名朝倉氏の保守的なあり方が窺えるように思われる。

こうして見てみると、この五か月後に行われた足利義昭の征夷大將軍就任祝いの御能での織田信長の行動が、いかにも特異なものとして際立ってくる。永祿十一年十月十八日、征夷大將軍に就任し、細川信昭郎を將軍の屋形とした足利義昭は、將軍就任に粉骨した面々を集めて、親世大夫の能を催した。「信長公記」は、その御能において「信長の御鼓」のご所望があったが、信長はこれを「辞止」申し上げたと記す。義昭からすれば、御成能で將軍が大名に芸を所望する慣例にならない、義昭入京に功績のあった信長に鼓を所望して花を持たせるつもりであったのだろうが、信長からすれば、臣従を意味する芸の所望に應える行為は、到底容認しがたいものであったのであろう。この一件は、永享年間の松囃子以来、大名から將軍への「奉獻」という形をとることの多かった武家手猿楽が、室町幕府の体制崩壊とともに、その性格を大きく変えつつあったことを示唆しているのである。

41 武家手猿樂の系譜

三、能役者になつた戦国武士たち

十六世紀後半になると、地方の戦国武士が書き残した家訓にも、武士が身に付けるべき学芸の一つとして、能に触れるものが散見するようになる。武家による手猿樂が地域的にも大きな広がりを見せていたことの現われだろう。例えば、中国地方の戦国大名毛利家の家臣である玉木吉保の「身自鏡」（玉木土佐守覚書）は、少年の頃の学芸修業について、「扱又、御はやしなどの有けるには、一とさし舞て一曲をうたひ、何となく戯たるは、若侍の嗜みと人々申給へるは、忝次第也」と記す。また、薩摩島津家の家臣、上井覚兼の「伊勢守心得書」も、「兎角乱舞者廿・三十までたるへく候哉。それさへ人によるへく候歟。白髪の体などにて、名得人ならずハ、顔を響め頭振、手足を動などして乱舞ハ、見苦もや侍らん。併、主人・貴人御所好ならハ、是非共二稽故候て可然候」と記す。

これらの家訓は、ともに手猿樂を若年時の嗜みと位置付けている点で共通する。すなわち、「身自鏡」は「若侍の嗜み」、「伊勢守心得書」は「乱舞者廿・三十までたるへく候哉」として、「白髪体」になつてまで手足を動かして舞を見せるのは見苦しきこと、と記すのである。先に見た「宗五大草紙」も、座敷舞をとりわけ「若人」の嗜みとしており、手猿樂はもつぱら少年が勤めるべきもの、とするのが当時の共通認識であつたらしい。

同様の認識は、出雲の戦国大名尼子家の家臣、多胡辰敬が書き残した「多胡辰敬家訓」にも見える。その中で多胡辰敬は、武士たるもの、音曲や囃子の稽古に励むべきである、と述べる一方で、「猿樂ホドハ無用」として芸道にあまり深入りすることを戒め、次のように記す。

ミノナラストイフハ、我が家々ノ道ヲ忘レテ乱舞バカリニ心ヲ入ルル事、口惜シキ事ナルベシ。花モ実モ有リト申ス事、若キ時ハ花有リ、又老立テハ其ノ家々ノ道ヲ知リテ、人ニナラント思フベシ。乱舞ニテ身ヲモタン人ハ、

上臈ナリトモ下臈成リトモタダ猿楽成ルベシ。猿楽ニナランコト侍ナドハ口惜シキ事也。(中略)サノミ乱舞ニ心ヲ入レテ、余ノ芸ヲタシナマザラン事無用也。

すなわち、若いうちは乱舞に心を入れるのもよいが、長じて後は「家々ノ道」に従うべきで、それを忘れて手猿楽に夢中になるのは、「猿楽」になったも同然で、武士として口惜しいこと、とするのである。これは裏を返せば、武士の自分を忘れて、猿楽に夢中になるものが少なくなかった現実を物語るものと言えよう。

このように武士の身分にありながら、猿楽とほとんど変わらぬ演能活動を行っていたものを、本稿では「武家役者」と呼ぶことにしたいが、その具体例ともいえるべき存在が、天正年間を中心に活躍した牛尾彦左衛門である。牛尾は京都錦小路通室町に住み、もっぱら京都での活躍が知られる笛役者であるが、もともとは出雲の出身で、天正四年、誠仁親王御所での能に出演した際の記録に「出雲衆」と記されるほか(「言経卿記」)、「四座役者目録」にも、「牛尾ハ出雲ノ在名也」と見える。牛尾美江「牛尾玄笛と牛尾藤八」(「能楽研究」四号)は、これらの点に基づき、笛役者牛尾の出自を、尼子氏配下の武将、牛尾氏の流れを汲むかと推定する。すなわち、「多胡辰敬家訓」にいう「我が家々ノ道ヲ忘レテ乱舞バカリニ心ヲ入」れ、猿楽の道に入るようになった人物の具体例が、牛尾彦左衛門であつたとみられるのである。

牛尾氏はもともと出雲大原郡の牛尾庄に本拠を持つ国人領主であつた。「日御碕神社文書」所収の寛正五年六月二十五日付寄進状に牛尾忠実の名が見えるのが記録上の初見で、下つて文明元年の牛尾三河守宛京極持清書状(東大史料編纂所蔵影写本「佐々木文書」)には、大東草尾での山名氏との合戦で、牛尾一族が尼子清貞率いる軍勢に加わつて奮戦した由が見える。当時の牛尾氏は、京極氏の守護代、尼子清貞に従う与党のごとき存在であつたらしい。文明十六年頃のものと推定される京極政経書状によると、御成敗に背いた尼子経久に対し兵を挙げよう牛尾五郎左衛門

43 武家手猿樂の系譜

尉・牛尾彦五郎が要請を受けているから、尼子氏直属の家臣というわけではなかったようであるが、その後、守護代尼子氏が戦国大名化する中で、次第にその支配下に組み込まれ、尼子氏の有力家臣となっていた。大永七年の備後和知での尼子経久と大内方との合戦でも、牛尾信濃守が尼子経久配下の武将として大内氏と戦っている(「毛利閥閥録」〔志道広良軍忠状写〕)。十六世紀後半になると、天文十五年の売券(「鯛淵寺文書」)に牛尾遠江守幸清、永禄二年十二月十六日の桜井与十郎宛書状(「美作古簡集註解」)に牛尾次郎右衛門員清、永禄八年五月十九日の坪内次郎衛門宛書状(「大社町史 史料編 古代・中世」)に牛尾太郎左衛門尉久清らの名前が現れる。これら牛尾姓の人物と笛役者牛尾彦左衛門との関係ははっきりしないが、右のうち、京極政経書状写に見える牛尾彦五郎と名前が一部重なり、あるいはその後裔が牛尾彦左衛門なのかも知れない。現存する笛伝書の奥書署名によると、牛尾彦左衛門は初名を小五郎久親といい、後に彦左衛門重親と改めている。初名「久親」の諱は、牛尾太郎左衛門尉久清と「久」字が共通し、尼子義久の偏諱を受けたものである可能性が高い。こうした状況証拠からも、牛尾彦左衛門がもともと尼子氏配下の武士であったのは、まず間違いないところであろう。

その牛尾彦左衛門がどのような経緯で笛を嗜むようになったのかは定かでないが、「陰徳記」によれば、永正十年(一五二三)に大内氏との合戦で戦死した尼子政久は「勝れて笛の上手」であったといい、尼子家中において早くから手猿樂が行われていた様子が窺える。牛尾と笛との関わりが資料で確認できるのは、これより少し下った天文年間のことであり、天文十七年(一五四八)から天文二十年にかけて、観世座の笛役者、千野与一左衛門(彦五郎)から伝書を次々に相伝されている。このことは、天文十四年以降間もなくの成立とらしい「多胡辰敬家訓」に「音曲や笛モツツミモ習ベシ」と見えることとともに、天文年中の尼子家中における手猿樂の流行を語るものといえよう。天文二十一年四月、尼子晴久は出雲・隠岐・伯耆・因幡・美作・備前・備中・備後八ヶ国の守護に補され、同年十二月には修

理大夫に任せられるなど、天文二十年前後の尼子氏は室町幕府との繋がり深め、更なる勢力拡大を図っていた。天文期の手猿樂の流行も、そうした尼子氏の権勢を背景とする文化的成熟を示すものであり、天文二十年二月に千野から牛尾に相伝された伝書「脇能諷之内書」の奥書に、「重而御上之時、無等閑可申承候」と、牛尾の上洛を示唆する文言が見えるのも、牛尾個人の芸道執心による上洛というよりは、幕府への使者として京都に派遣された牛尾氏が、その機会を利用して観世座の役者から伝書を授与されるといったケースを想定する方が、より現実に近いのではないかと考えられる。

しかしながら、戦国大名尼子氏の有力家臣であった牛尾氏の一族は、永禄年間、出雲への進出を図る毛利元就の猛攻を受け、次々に毛利方に寝返ることになる。永禄七年のものと推定される毛利元就・吉川元春・小早川隆景連署起請文(「集古文書」)は、牛尾氏の庶流にあたる牛尾宗次郎が、毛利元就らに対し「別心」を起こさない旨を誓約する起請文であるが、そこには、この度、宗次郎が毛利方の「一味」に加わった由が記されている。翌永禄八年、牛尾宗次郎は毛利元就・輝元から大原郡牛尾庄の知行を申しつけられており、毛利方に寝返ることで、牛尾惣領家の所領の乗っ取りを図ったものと推察される。この宗次郎は、「陰徳太平記」に見える牛尾豊前守と同人らしく、同書によれば、牛尾豊前守はもと尼子晴久寵愛の家臣であったが、夫の無事と嫡子大藏左衛門の出世を願う妻の説得によって毛利方に下り、「今宗領遠江守カ所領ノ牛尾七百貫」を宛行われたという。一方、牛尾家の惣領にあたる牛尾遠江守幸清・嫡子太郎左衛門久信・次男弥次郎久時も、月山富田城での籠城の末、永禄九年には毛利方に寝返っており、ここに牛尾氏は惣領・庶家ともに毛利の傘下に入ることとなるのである。もともと、牛尾一族の全員が毛利方となったわけではないらしい。月山富田城において尼子義久とともに最後まで戦い、富田城落城後も尼子氏再興を計る山中鹿介とともに奮戦した、牛尾弾正忠のような人物がいたことも知られている。この牛尾弾正忠は、永禄十三年四月、居城

45 武家手猿樂の系譜

牛尾城を毛利輝元に攻められ、兄弟三人とともに討死している。

こうした状況下で、牛尾彦左衛門がどのような道を選択したのかは不明だが、永禄十年十月二十八日、毛利家中の武家役者である宍戸弥十郎(善兵衛)に笛伝書『双笛集』(牛尾本を相伝しているところを見ると、やはり毛利方に降った一人ではなかったかと思われる。牛尾氏の一族が次々に尼子氏から離反したのは永禄七年から九年にかけてであり、その数年後に牛尾が毛利家中の宍戸に伝書を相伝している事実は、牛尾と宍戸との接点が、とりもなおさず毛利方への投降を契機として始まった可能性を示唆するからである。

これ以降、牛尾は宍戸弥十郎(善兵衛)に次々に伝書を相伝する。天正三年四月に『遊舞之書』、同年十一月に『双笛集』を相伝、さらに天正十一年五月には『紀河原勸進申樂記』を書き与えており、宍戸との師弟関係が天正年間まで続いたことが知られるが、前述のごとく、天正四年の京都での牛尾の活動記録が残されているから、天正初年にはすでに牛尾は京都に活動の拠点を移していた可能性が高い。毛利方への投降、尼子氏の滅亡と、乱世の荒波を経験した牛尾は、もはやいずれの主君に仕えることもなく、浪人の身として、京都で能の教寄に生きる道を選択したのであろう。その牛尾彦左衛門の後嗣、ないし後裔と考えられる人物に、牛尾彦六・牛尾藤八(周防守)・牛尾惣右衛門らがいる。天正(慶長)年間に笛役者として活躍していたことが、前掲の牛尾氏稿に指摘される。かくして、尼子家中の武士の出身である牛尾は、江戸初期には「笛の家」として代を重ねることになるのである。

戦国期には他にも、同様の出自と見られる能役者が少なくなかった。牛尾ほど目立った活躍はしていないが、『四座役者目録』に「シラウト」の笛役者として見える「近江ノ馬淵」も、その一例に加えられよう。すなわち、『四座役者目録』は「馬淵」について「近江ノ侍」と記しており、「武士」の出自であったと伝えている。この馬淵の芸系に連なる笛方藤田流の藤田家には、馬淵関連の伝書や、馬淵の弟子である下川丹波守重次(丹斎)の伝書が数多く残さ

れているが、そのうちの一つ、下川重次が著した『梅花集』の奥書によれば、馬淵は名乗りを美作守頼元といい、観世座の笛彦兵衛をはじめ、名加村(中村)七郎左衛門尉、千野彦五郎から笛の大事を相伝されたという。また、寛永十七年(一六四〇)十二月吉日付の下川重次の書付には、「馬淵美作守頼元者、信長公之御時代、江州日野之谷二住ス、所領拾万石也」とあり、馬淵が近江日野谷の住人で、十万石を領する在地領主であったことを伝えている。

馬淵美作守頼元が信長の時代に近江日野を領していたことは、記録の上では確認できない。右の資料をもとに馬淵の履歴を紹介する片桐登「江戸時代初期素人能役者考」(『能案研究』三号)も、「信長公記」等に馬淵の名が見えないことから、「素人猿楽としては大身すぎ、誇張が入っているであろう」とし、その記述の信憑性を疑問視している。しかし、「信長公之御時代」や「江州日野之谷」の住といった個々の点を除けば、馬淵が近江の有力な在地領主であったのは、まぎれもない事実であるらしい。すなわち、「近江蒲生郡志」巻二第三編「佐々木支流志」によれば、馬淵氏は近江守護佐々木定綱の五男広定(文永十年没)を祖とする家系で、代々馬淵庄を領する武士であったといい、馬淵美作守頼元も、その一族であった可能性が想定されるからである。

まずは、同書所載の「馬淵系図」のうち、戦国期の馬淵家の系図を次に掲げることとしよう。



ここに美作守頼元の名は見えないが、右の系図中、源右衛門の次子として挙がっている「源二郎」と、美作守頼元

47 武家手狼楽の系譜

との関係を示唆する資料が残されている。笛藤田家蔵の笛伝書「脇能之次第事」がそれで、天文五年（一五三六）二月に「長親」（中村七郎左衛門）から「馬淵源次郎殿」に相伝された由の奥書がある。この奥書によって、笛の伝承に関わる「馬淵」姓の人物として、「源次郎」を名乗る人物がいたことが知られるが、右の奥書の「馬淵源次郎」は、「馬淵系図」所見の「源二郎」と、おそらくは同一人物であろう。「馬淵系図」には、「源二郎」の生没年に関する記載がなく、その活動時期が判然としないが、「鹿苑日録」天文八年（一五三九）十一月二十九日条に、「馬淵源右衛門」なる人物が相国寺の景徐周麟のもとで亡父二十五回忌を修した由が見え、その記事に前後して、「馬淵源太郎」「同□源二郎」「馬淵源兵衛」らの名前が散見する。右のうち「馬淵源右衛門」が、「馬淵系図」に「源二郎」の父として見える「源右衛門」と同人に相違なく、その他の馬淵姓の人物も、系図に同名の人物を見出すことが出来る。すなわち、「馬淵系図」所見の「源二郎」は天文年間の人物と思しく、「脇能之次第事」を相伝された「馬淵源次郎」とも、同一人物である蓋然性がきわめて高いと言つてよいであろう。⁽⁹⁾

さらに注目されるのは、その「脇能之次第事」の後に、大永四年（一五二四）九月二十三日の年記を有する別の笛伝書「笛之抜書」が継ぎ足されており、そこに、「笛彦兵衛栄次」から「馬淵美作守」に相伝の奥書が見えることである。「馬淵源次郎」が「美作守」の官途名を名乗っていたことを示す具体的な記録は見当たらないが、これらの笛伝書が一連の資料として伝わっていること、前記「梅花集」に、馬淵美作守頼元の師匠として笛彦兵衛や中村七郎左衛門の兩名が挙がっているのに対し、右の伝書奥書にも「馬淵美作守」「馬淵源次郎」が笛彦兵衛・中村七郎左衛門より相伝の由が見えることから、馬淵美作守と源次郎、そして馬淵美作守頼元が同一人物である可能性も十分に想定されよう。仮に同人ではないとしても、「近代四座役者目録」が「近江ノ侍」とする素人の笛役者「馬淵」が、近江の守護大名六角氏配下の武将馬淵氏の一族であるのは、まず間違いないところであり、「頼元」という諱も、六角定

頼の偏諱を受けたものと考えられよう。

『梅花集』が伝えるところによれば、馬淵頼元はその後、浪人の身となって、京都の下川氏のもとに身を寄せたという。ここに浪人とあるのが、織田信長の近江侵攻による六角氏の滅亡によるものなのか、あるいは、信長政権の崩壊によるものなのかは不明ながら、馬淵もまた、戦国の戦乱によって在地領主としての地位を失い、京都に居を移した一人であったらしい。その後の馬淵の動静は定かでないが、天正五年（一五七七）六月、頼元が下川久藏に相伝した笛伝書が残されており（藤田家藏『天正五年頼元笛伝書』）、天正五年までは存命であったことが確実である。その頼元が、大永四年の笛伝書に見える「馬淵美作守」と同人であるとすれば、天正五年当時にはすでに七十歳以上の高齢であったことになる。なお、ここに名前の見える下川久藏は前述の下川丹波守重次（丹齋）と同人と思われるが、彼もまた、近江六角氏配下の武士の出らしく、藤田家藏「覚」（下川氏に関する書付）によれば、もともと宇多源氏姓の「近江国蒲生郡侍」であるという。

さらにいえば、その馬淵や下川の他にも、六角家中には笛を嗜む武家役者が少なくなかったようである。すなわち、『四座役者目録』に中村七郎左衛門の弟子として見える笛役者「近江ノ志村」が同じく六角氏配下の武士であったと思しく、同書によれば、この志村は馬淵の師匠筋にあたるという。山中玲子氏が紹介した『天文二年中村七郎左衛門長親奥書笛伝書』（藤田大五郎氏藏）は、中村七郎左衛門が「江州新村縫助」に相伝した笛伝書であるが、ここに見える「新村縫助」が「志村」のことと思しく、山中玲子氏も言及する『寛政重修諸家譜』の新村氏家譜によると、新村氏はもともと近江国新村城に住し、慶長七年没の資良の代に姓の表記を「志村」に改めたとある。新村（志村）氏の歴代は「資」字を諱に持ち、先の笛伝書に見える新村縫助も「豊資」を名乗っているから、笛役者の「志村」が近江新村城を本拠とする新村氏の一族であったのはまず間違いない。『寛政重修諸家譜』によれば、戦国期の新村氏の当主、

49 武家手猿樂の系譜

新村資広は近江の守護大名六角義賢の配下に属していたが、息子の資則の時に織田信長に攻められて城を明け渡し、駿河国に落ち延びて、天正六年に没したという。一方、笛伝書に名前が見える新村豊資のこの間の動静は定かでないが、天正十五年十月には禁中での堂上衆による囃子の催しに、「四村ト云者」が笛役者として出演しているから(「言繼脚記」、駿河に下った新村資則とは行動を共にせず、浪人として京都に移住していた可能性が高い。なお、前述の「天文二年中村七郎左衛門長親奥書笛伝書」には、中村七郎左衛門から新村豊資に相伝された後、さらに天文五年、新村から小川弥次郎なる人物に相伝された由の奥書が見えるが、この小川弥次郎も六角氏配下の武士であつたらしく、新村城の西方、小川城を拠点とする武将、小川孫一郎の一族かと推察される。小川孫一郎は元亀二年、信長に攻められ、人質を差し出して降参したと伝えられ(「信長記」、馬淵や新村と同じく、やはり戦国末期に没落の途を辿った武士の家系であつた。彼らの間で笛伝書が相伝されていた事実は、六角氏の被官層クラスにおいて、笛の芸が言わば武士の家芸として伝承されていたことを示している。それはまた、尼子・毛利の家中において、笛彦兵衛の系譜を引く笛の芸が脈々と受け継がれていたことも重なり合い、戦国期の武家社会における手猿樂の伝承のあり方を具体的に示す事例として注目されよう。

ここで問題にしたいのは、現在の能楽笛方三流のうち、森田流・藤田流の二流がいずれも、右に見た武家役者の系譜を引く点である。すなわち、森田流は牛尾の流れを汲む毛利家中の武家役者、宍戸伯耆守に師事した森田庄兵衛を祖とし、藤田流は六角家中の馬淵頼元の弟子である下川重次に教えを受けた藤田清兵衛を祖としている。さらに付言すれば、現在は廃絶しているが、近代まで存在した笛方諸流のうち、春日流もその流祖、春日市右衛門は「松永弾正内ノ侍」の子であつたというし(「四座役者目録」、平岩流の初代、平岩勘七親好(道竹)も、もともとは伊達政宗に仕える御小姓で、その父、平岩印齋親光(寛永元年没)は「三河国平岩之出生」の郷土であるという(平岩家「家譜書上」)。

この「三河国平岩」は三河国額田郡久保田村の字平岩を指すと思われるが、同所は徳川家康の重臣で、後に清州城の城主になった平岩親吉の先祖代々の本貫の地でもあった。「寛政重修諸家譜」の平岩家系譜によれば、親吉の五代前にあたる氏貞以来、平岩氏はこの地に住し、後、国人領主の松平氏に仕えて、「三河国額田郡の代官」を勤めたという。その松平家譜代の家臣平岩氏と笛役者平岩との関係は定かでないが、ともに三河国の出身であり、代々の諱に「親」の字を有する点も共通するから、両者が同族であった可能性はかなり高いといつてよいだろう。その「親」字はおそらく平岩氏の主君である松平親忠・長親の偏諱を受け継いだものであり、笛役者平岩家が三河武士の出自であることを示唆するのである。

同様の例は、他にもいくつも見られる。例えば、薩摩島津藩お抱えの笛役者、税所与助敦秀(入道一和)は、「本藩人物志」によれば、鎌倉初期、大隅国において税所・惣検校職に補された御家人税所氏の末裔で、天正十二年の龍造寺隆信との合戦や慶長三年の朝鮮戦役にも従軍した経験を持つ、れっきとした武士であるという。その傍ら、彼は中村七郎左衛門(一噌)の弟子として笛を嗜み、天正十七年には北条氏直の招きに応じて、師匠の名代として関東に下向するなど、笛役者としても活動した。嫡男の与助敦豊は笛を好まなかったため、次男の佐渡入道休和に伝書類を相伝し、その後裔も代々「御能方笛役師範家」として薩摩藩に仕えたが、もともとは專業の笛役者ではなく、やはり武家役者の系譜に連なる家系なのであった。

以上見てきたのは、いずれも笛役者として活躍した戦国武士の事例であるが、武家手猿楽の系譜を辿っていくと、能の諸役のうち、とりわけ笛を嗜む武家役者の存在が目立つ。大名クラスの武将と笛との関わりを示す例も散見し、出雲の尼子政久は笛の上手であったというし、その尼子氏を滅ぼした毛利家の重臣、吉川広家もまた笛に堪能で、その遺愛の品と伝わる笛や、牛尾玄笛が広家に相伝した伝書(10)の存在が報告されている。また、伊予の海賊として著名な

村上景親(一五五八〜一六一〇)も笛を嗜み、初陣の際に吹いたとの伝えを有する笛が村上水軍博物館に残されている。⁽¹⁾このように戦国武士と笛との関わりが顕著に見られるのは、戦国期の合戦の場において、笛がとりわけ重要な意味を持っていたことが、あるいは関係しているのかも知れない。笛彦兵衛の『遊舞集』をはじめ、戦国期の笛伝書にはしばしば「軍陣の笛」に関する記事が見え、それは、「軍陣の時ハ先王相の調子を吹て、已後者いつれのてうしもくるしからず」というように、合戦場で吹くべき笛の調子についての秘伝であつたらしい。その実態についてはよく分からないが、先に見た島津家の家臣税所与助は、慶長の役に従軍して朝鮮半島に渡り、敵味方の声の調子を聞いて自軍の勝利を予見したというし(『本藩人物誌』)、尾張藩お抱えの笛役者平岩加兵衛但親も、「於御軍場軍笛相勤申候儀」により召し抱えられ(『勤書』)、同家では「軍場之伝」と称する秘伝を極秘一子相伝として伝えていたという。これらの事例から、「軍陣の笛」とは勝利の吉凶を占う重要な秘法であつたと推察され、戦国武士の間でとりわけ笛の芸が重んじられたのは、こうした「軍陣の笛」の存在が背景にあつたと考えられる。伊予の村上景親が初陣の場で笛を吹いたとの伝承も注目され、能が武家の芸能として定着する中で、笛の芸能が特別の意味付けとともに享受されていた様相を示しているのである。

四、武家から武家へ

戦国期の武家役者との関係で、もう一人注目したい人物がいる。『近代四座役者目録』に大鼓役者として見える「奥山左近」がそれである。この奥山左近は京都在住の大鼓役者で、薩摩の島津家に出入りし、その後嗣の藤五郎も大鼓方として島津家に抱えられるなど、二代にわたって鼓役者として活躍した人物であつた。

奥山左近の出自や芸系については、これまで全く明らかになされていない。『近代四座役者目録』によって、仙台藩

お抱えの大鼓役者、白極善兵衛の師匠であること、また、田中允氏旧蔵本に「奥山流」と注記があることから、奥山左近が一流をもって称される大鼓役者であったことが知れるのみである。その活動記録も、「上井覚兼日記」に、天正十二年、薩摩での活動が見える程度であるが、それによると、奥山左近は薩摩の島津家のもとに出入りし、酒宴の席で鼓を打つたり、狂言舞や小歌を披露したりしているほか、家中の侍に鼓の稽古を行うなどしている。彼の名が最初に現れる正月十三日条の記事には、「京都より下候奥之山左近將監、鼓など仕候」とあり、奥山左近が当時京都に住んでいたこと、名乗りを「左近將監」といったことも知られる。その後、十二月十日条にいたるまで断続的に彼の名が現れ、ほぼ一年間の長期にわたって薩摩に在国していたようであるが、この間、島津家や家臣宅での宴席に、大名や島津家中の武士と同格の「御客」としてしばしば列席しており、彼が単なる御出入りの鼓役者ではなく、客分として丁重に遇されていた様子が窺われる。

その後の奥山左近の動静は詳らかでないものの、これ以降も島津家との繋がりが続いていたことは、「薩藩旧記雑録」「本藩人物誌」に明らかである。前書によると、文禄三年（一五九四）、京都に逗留した島津家久のもとに奥山が見舞いに出向いており、また、後書によると、関ヶ原の乱後、西軍方として敗れた島津家の落人達を自宅に匿い、関東から「落人相隠居候輩於有之者、可被処同罪旨、嚴敷制禁」がありながら、決して引き渡さず、その忠節に感じ入った島津義弘から家臣となるよう提案されたという。しかし、奥山は「最早老年ニ罷成候」として仕官を断り、代わりに息子の藤五郎を島津家に仕えさせたことある。ここに奥山左近が当時「老年」に及んでいたことあることから、彼のおおよその年齢も推定され、仮に慶長五年（一六〇〇）に五十歳であったとすると、天文二十年（一五五二）の生まれ薩摩に下向した天正十二年（一五八四）には三十四歳であったことになる。ただし、ここで疑問となるのは、「上井覚兼日記」に彼の名が現れる天正十二年にはすでにそれなりに芸歴を積んでいたと思われるのに、これ以前、京都での

53 武家手猿樂の系譜

様々な能の催しに出演した記録が一切見当たらないことである。奥山左近以前に同姓の鼓役者が活動していた形跡もなく、大鼓役者奥山の名は天正末年になって突如として記録に現れるのである。

そこで注目したいのが、遠江国奥之山郷の国人、奥山左近将監の存在である。遠江の奥山氏は、南北朝期以来、奥之山郷（現水窪町）を拠点としてこの地域を支配した在地領主であった。戦国期になると守護大名今川氏の配下に属し、今川義忠の御供に奥山民部少輔が加わっていたことが「今川記」に見える。奥山氏の系譜は、「遠江国風土記伝」所載のものをはじめ、いくつかの伝本が知られているが、それらを比較検討した坪井俊三「戦国期の奥山氏」（高根城Ⅲ）、静岡県水窪町教育委員会、平成八年によると、奥山氏には大膳亮を名乗る惣領家と、右衛門尉を名乗る庶家とがあり、左近将監はその右衛門尉の息子にあたるという。これを裏付けるように、永禄十年の文書と推定される正月二十二日付今川氏真判物（静岡県史 資料編七）所収水窪町奥領家奥山文書には、奥山左近将監が兄の兵部丞とともに、父右衛門尉以来の知行である「大井村并瀬尻等」を安堵された由が見える。その後、永禄十二年正月には、犬居の国人天野景泰の離反による遠州錯乱での武勲忠節に対し、奥山兵部丞・左近将監の兄弟が惣領家奥山大膳亮の跡職を今川氏真から認められているが、この直後の三月、当の氏真が徳川家康に攻められて北条氏のもとに落ち延びており、すでに今川氏の支配の実効性が失われた中での空手形であった。かくして、奥山左近将監は今川氏のもとを離れ、徳川家康に仕えることになり、同年四月十三日、本知であるところの大井・瀬尻の両郷を安堵する徳川家康の判物を下されている。ところがその後、彼はさらに主君替えをして甲斐の武田方への帰属を選択する。すなわち、元龜三年十二月、奥山右馬助（兵部丞のことか）・左近将監の二人が、武田晴信から戦功の恩賞として遠江国榛原郡の上長尾の知行に加えて、同国周智郡内の百貫文の領地を与えられているのである。しかし、その武田氏も天正三年の長篠の合戦における大敗以後、急速に勢力を失っていった。そうした中で、左近将監もまた没落の途を辿ったと「奥山

由緒」は伝えている(佐久間町史(上)、昭和四十七年)。これ以後の左近将監の動静は不明であるが、『遠江国風土記伝』によれば、天正末年、息子の源太左衛門が家康配下の武将井伊万千代(直政)に仕えたといい、その頃にはすでに息子に家督を相続して、隠居していたのであろう。

そしてこの遠江の国人領主、奥山左近将監が記録から姿を消すのとちょうど入れ替わるようにして、大鼓役者の奥山左近将監が登場する。遠江の奥山氏と能との関わりが今のところは全く確認されていないが、⁽¹²⁾『近代四座役者目録』に「ラクノヤマサコン」とルビがあり、大鼓役者「奥山」の読みが「おくのやま」であったこと、遠江の「奥山」氏も「奥之山」「奥野山」の表記が示すように、「おくのやま」と呼ばれていたこと、「左近将監」という両者の名前が完全に一致すること、戦国期には地方の国人領主層にまで手猿楽の流行が見られたこと、などを踏まえるならば、遠江の国人領主奥山左近将監と、大鼓役者の奥山左近将監とが同一人物である可能性は十分であろう。前述のごとく、大鼓役者奥山左近将監の生年を天文二十年(一五五二)と推定するなら、永禄十年(一五六七)には十七歳になっており、同年、遠江の左近将監が父の遺領を相続していることも年代的に符合する。薩摩に下向した大鼓役者の奥山が、鳥津家において客分として丁重に遇され、また、関が原の合戦後には、鳥津家中の落ち武者を匿ったというその行動も、彼がもともと武士の出自であるとすれば容易に納得されるところであろう。以上の点から、遠江の国人領主であった奥山左近将監が戦国の争乱により没落し、その後、京都に落ち延びて、大鼓役者として活動するようになった、といった経緯を想定したのである。

注目すべきは、牛尾にせよ、馬淵にせよ、そして奥山にせよ、武家手猿楽の流れを汲む彼らの芸系が、江戸初期には一流をもって称されていた点である。すなわち、牛尾の芸系は毛利家の家臣由良家に伝わり、玄笛流あるいは由良流と呼ばれていた。また、馬淵の芸系は、弟子の下川を通じて藤田清兵衛に伝わり、藤田流の名で知られ、そして、

奥山の芸系は仙台藩お抱えの鼓役者、白極家に継承され、奥山流と呼ばれていた。一流としての名称がそのまま能界における權威を示すものとは言えないが、武士が担い手となって伝承してきたこれらの芸系が一つの「流」として見なされていた事実は、彼ら武家役者の芸が、猿樂による芸の伝承とは一線を画するもの、として認識されていたことを示している。そして、彼らの芸系は主に武家社会において継承されていた。牛尾の弟子である由良家は江戸期、毛利家の笛役者として活躍したが、その門弟の多くは毛利家中の武士が占めていたし、また、薩摩に下った奥山左近将監も、島津又四郎彰久をはじめ、平田新四郎・税所助五郎など、島津家中の武士たちに鼓の稽古をつけている。かくして、彼らのもっぱら武士の芸道師範として活躍することになるのである。

戦国期における武家手猿樂の流行は、武家役者ともいべき存在を生み出した。彼らは戦国の乱世の中で主君の滅亡による没落を経験し、父祖伝来の領地を失うという困難に直面した末、能役者として活動する道を選択するようになる。牛尾や馬淵、下川、奥山などは、まさしくそうした存在であったと思われるが、注目されるのは、彼らが能役者として猿樂と何ら変わらぬ演能活動を展開するようになった後も、なお武家役者として、猿樂とは一線を画する存在であり続けたことである。彼ら武家役者の芸系が、由良流、奥山流のごとく一流をもって称されたのも、こうした意識の反映に他ならないであろう。演能の場をもっぱら武家社会に限定し、武士階級の芸道師範としての活動に特化することによって、彼らは武家から武家へと継承される、もう一つの能の伝承の系譜を作り上げることになる。能が武士の芸能になったとすれば、それは右のような状況が生まれた戦国末期から江戸初期のことと見るべきではなからうか。

おわりに

天下統一を果たし、戦国の乱世に終止符を打った豊臣秀吉は、稀代の能好きとして知られる。文禄初年には「能にひまなく候」というほどに能に夢中になり、肥前名護屋城や禁裏能などでしばしば能を催しては、自らシテを勤めた。「太閤記」は、その秀吉が暮松新九郎なる人物について能の稽古をしたと記している。

暮松新九郎は離宮八幡宮の神職を勤める手猿楽者であるが、その経歴については不明な点が多く、天下人として絶大な権力を誇った秀吉が、なぜこのような傍流の手猿楽者に師事したのかという点は、大きな疑問として残されている。ゆえに、秀吉の能の実質的な指導者は、暮松ではなく金春大夫安照であったとする見解もあるほどで、例えば、天野文雄「能に憑かれた権力者」(平成九年。譚談社)は、「役者として秀吉からより信頼され、秀吉の能の指導者の地位にあったのは、もちろん安照のほうである。安照は実力も当代一の金春座の大夫であり、暮松は金春座系の素人役者なのだから、それは当然だろう」とし、「暮松新九郎は秀吉の近習として能役者を統括するような立場」に過ぎなかったと指摘している。しかし、これまで述べてきた武家手猿楽の歴史を踏まえるならば、また別の考え方も成り立つのではあるまいか。すなわち、暮松新九郎が手猿楽系の能大夫であったからこそ、秀吉の能の指導者たりえた、と。暮松姓の能役者は、戦国期の永祿頃から記録に散見する。永祿二年の禁裏能で「クレ松」が「ヒトリ狂言」を演じているのが活動記録の初見で、天正十年の薪猿楽の記事にも、大和猿楽の座衆に素人役者が加わった先例として「クレ松」の名が挙がっている。天正十五年十月の渋谷親子による禁裏能でも、「呉松」が〈源氏供養〉のシテを、「呉松親」が「狂言」を勤めており、親子二代にわたって手猿楽者として活躍していた様子が窺える。ここで〈源氏供養〉を舞っている「呉松」はおそらく秀吉の愛顧を得た暮松新九郎その人で、狂言を演じた「呉松親」は、永祿三年の禁裏

57 武家手猿楽の系譜

能に出演した「クレ松」と同人なのであろう。この暮松新九郎の親子に加えて、享祿二年奥書の「風姿花伝」、永祿二年奥書の「混沌懐中抄」など、戦国期の能伝書にも、暮松左京兆通成・暮松彦左衛門尉・暮松与三郎・暮松因幡守越智通春・暮松半介といった名前が見え、暮松の一派は手猿楽者としてかなり大きな勢力を誇っていたらしい。右のうち、「風姿花伝」奥書には、暮松左京兆の「主」として「遊佐河内守印宗・同子弟彈正左衛門」の名が拳がっており、また、「混沌懐中抄」奥書には、「遊佐印叟就盛」の御意によって暮松彦左衛門尉・彦三郎が金春元安から伝書を相伝されたことから、暮松氏は河内守護代をつとめた遊佐氏の被官のような立場にあったと考えられている。

もともと離宮八幡宮の神職であったのが、後に遊佐氏と結びついてその被官となったのか、あるいは、もともと遊佐氏配下の武士であったのが、後に離宮八幡宮の神職となったのかは不明ながら、暮松がやはり武家手猿楽の流れを汲む人物であった可能性は高く、暮松新九郎が後に秀吉の能の指導者となったのも、彼のこうした出自によるところが大きかったのではないかと考えられる。⁽¹⁴⁾

そして、桃山期から江戸初期にかけて、手猿楽者の存在が大きくクローズアップされる背景にも、同様の事情を想定しうるかも知れない。例えば、本願寺の下間少進は金春大夫喜勝に師事した手猿楽者であるが、坊官を本職とする素人ながら、各地で玄人顔向けの精力的な演能活動を展開した。「能之留帳」によれば、少進は約三十年の間に実に千二百番近い能を舞っている。彼はまた「童舞抄」をはじめとする様々な能伝書を執筆し、多くの弟子にそれを相伝したが、注目すべきは、その弟子の大半が大名やその家中の武士で占められているということである。すなわち、清州藩主の松平忠吉(徳川家康四男)、諫早藩主の竜造寺信重、常陸六戸藩主の秋田実季といった面々であり(「起請文帖」、秀吉の弟、豊臣秀次も少進の弟子であったと伝えられている(四座役者目録))。少進がこのように大名衆の能の指南役として活躍したのは、金春大夫岌連から金春流の秘事を相伝された正統な芸の伝承者であったこと、優れた芸力の

持ち主であったことに加えて、彼が「猿楽ではなかった」ことが主たる理由として考えられよう。本願寺の坊官である下間少進は、先の暮松新九郎とは異なり、武家の手猿楽者とは一線を画する存在であるが、本願寺の外交折衝を通じて諸大名との関わりが深かった少進は、やはり武家の手猿楽者に準ずる立場にあったと見られるのである。重要なのは、この下間少進にせよ、暮松新九郎にせよ、武家手猿楽の流れを汲む彼ら手猿楽者が、猿楽の芸能を大名衆に伝える媒介者としての役割を果たしていることである。すなわち、ここにこそ、手猿楽者が重用される理由が存したと考えられるのであり、武家の芸道師範を専らとする彼らの登場によって、猿楽から手猿楽者へ、手猿楽者から大名衆へ、という芸の伝承の構図が成立を見るのである。

織豊政権期には、玄人の猿楽と武家役者、町衆の手猿楽者とが一座する催しが頻見し、ここではもはや玄人の猿楽と素人の手猿楽者とを区別する意識がなかったかのようである。「四座役者目録」も、四座役者とともに「シラウト芸者」を取り上げ、玄人の能役者と同じレベルでその芸を評価しており、素人の手猿楽者でありながら、猿楽の役者と何ら変わらぬ演能活動を行うものが少なくなかった状況を示している。江戸時代に入ると、彼ら手猿楽者の中には、能役者として幕府や諸藩に召抱えられ、そのまま專業の能役者へと転身するものも多かった。そうした状況のもと、江戸初期には、猿楽と手猿楽者という区別も次第に曖昧になり、出自の如何にかかわらず、「御役者」という新たな身分のもとに編成されることになる。しかし一方で、武家に出自を持つ手猿楽者の中には、猿楽の役者と同視されるのを嫌い、なお、武士であり続けようとするものも少なくなかった。すなわち、猿楽と手猿楽者は演能の場では混濁しつつも、両者の間には依然として身分上の大きな壁が存在したのである。

熊本藩の能大夫として活躍した中村家も、武士の身分であることにこだわった武家役者の典型である。初代の中村勝兵衛政長は、日向高城の合戦で戦死した中村勘解由正吉の子として生まれ、父の死後、豊臣秀吉の意向を受けて金

59 武家手猿樂の系譜

春安照から能の指導を受け、金春家の大事を残らず相伝された人物という。慶長十年代に熊本の加藤清正に召し抱えられ、五百石の領地を賜るが、寛永初年頃には家督を嗣子の中村朝負正辰に譲り、以後は江戸・京都・下関・九州を行き来し、諸大名や有力武士の芸道師範として活躍した。嗣子の正辰は加藤肥後守の改易によって牢人の身となった後、細川家に知行千石で抱えられ、細川家中の武家役者として演能活動にもっぱら従事したが、その身分はあくまで武士とされていた。細川家仕官に際しても、「能諷之儀、芸ニ立候而之儀ニ御座候ハ、知行何程被為拜領候而茂、御奉公御断」との正辰の申し出により、藩主細川忠利のお慰みとして所望された時に限り能を舞うということ有条件に召し抱えられたといい、慶安二年五月八日に行われた諸大名衆振舞の囃子の際も、「貴殿之儀者、初方御出シ被成候ハ芸者之様ニ何茂可被思召候、貴殿も迷惑ニ可被存候」として、「芸者」とは異なる身分であることが確認されている(中村勝氏蔵「覚」)。能芸を伝承する家系でありながら、能役者とは一線を画する存在とされていた様子が窺える。その中村政長・正辰に始まる芸系は、金春の流れを汲みながらも、熊本の地では中村流の名で呼ばれていた。それは、やはり武家手猿樂の流れを汲む牛尾や奥山らの芸系が一流をもって称されていたのと軌を一にし、江戸期においてもなお、武家役者としての独自性が守られていたことを示しているのである。

笛の芸をもって毛利家に仕えた由良家もまた、実質的には能役者のごとく活動しながら、武士として遇されていた武家役者の一例である。初代由良瀬兵衛就富は、牛尾豊前守玄笛から伝書相伝を受けた六戸善兵衛(玄劉)に師事した人物で、毛利輝元の家臣として二百石の領地を給わっている。元和七年の親世大夫重成の江戸勸進能に出演するなど、玄人役者同然の活躍を見せているが、毛利家においては武士の身分を有していた。就富の嫡子就直は名実共に武士として仕える道を選び、笛とは無縁であったが、女婿の半右衛門就延が別家を立てて、笛の芸を継承。その後裔は一時、専業の笛役者として寺社組に配属されたこともあったが、遠近付への転属を度々願い出て、最終的には遠近付

所屬の武士としての身分を保証され、笛役御免を勝ち取っている⁽¹⁵⁾。先祖伝来の芸である笛の業を捨ててまでも、彼らは武士であることに固執したのである。

「御役者」の職制が整備される中、彼ら武家役者は、專業の能役者と同一視されることを嫌い、能芸に携わりながらも、能役者ではない、という特殊な身分であることを盛んに主張した。中村家も由良家も、江戸前期には、家芸の伝承のため、別に分家を立て、本家は能芸と無縁になっている。先に紹介した薩摩藩笛方の税所家も、初代与助の嫡男敦豊は笛を吹かず、次男の佐渡入道休和が別家を立てて、笛の業に従事しており、同様のケースは少なくなかったようである。

こうして見てみると、江戸初期、喜多流という新たな一流が樹立され、多くの諸藩がこれを導入したのも、武家手猿楽の展開という視点で新たに考えるべき問題ではないかと思われる。喜多流の祖、喜多七大夫長能は一時金剛家の養子となり、金剛大夫を継いだ時期もあったが、もともとは堺の医師の子で、素人の能役者であった。喜多長能自ら、観世大夫重成に宛てた書状の中で、「拙者義ハ先しらうと分故、さし出かましく候」と、「しらうと」の役者である旨を述べてもいる⁽¹⁶⁾。これは、四座筆頭の観世大夫に対して、自身を卑下してそう呼んだものであろうが、この時代、素人の能役者であることは、身分上はむしろ猿楽の上位に位置することを意味した。「享保六年書上」でも、喜多長能は伊賀国に領地を有する北鬼左衛門の孫であるとされ、武士の末裔に位置付けられている。それが事実かどうかは別問題として、喜多家が他の猿楽とは異なる立場にあるとの主張は、当時かなり広く認められていた様子である。江戸初期、各地の諸大名が挙って喜多長能の弟子を自藩の能大夫として召し抱え、喜多流を採用しているのも、秀忠の喜多品貞のみが原因ではなく、喜多流が武家社会の中で生まれた「素人」の流儀であることが関係しているのではなからうか。四代將軍家綱の御部屋役者、高井平右衛門をはじめ、五代將軍綱吉の能の指導者と目される指田五郎右

61 武家手猿楽の系譜

衛門、六代將軍家宣の御部屋役者、山田市之丞、松村勘之進など、將軍に近侍して、その稽古相手をつとめた能役者がことごとく「素人」出自の喜多流役者であるのも、同様の意識を反映したものと考えられ、先の中村流や由良流などと同じく、喜多流が武家手猿楽の系譜に連なる流儀として認識されていたことを窺わせるのである。

もともと、肥後の中村家や長州の由良家が武士としての身分を堅持したのとは異なり、幕府における喜多家の職籍はあくまで「御役者」であった。「武鑑」においても、武士の末席に、猿楽の役者として喜多の名前が挙がっており、職籍上、喜多家と他の四座の大夫とを区別していた形跡は見当たらない。喜多家に限らず、大鼓役者の葛野九郎兵衛樋口久左衛門、笛役者の森田庄兵衛など、武家手猿楽の系譜を引くと考えられるその他の役者もまた、猿楽出自の役者とともに「御役者」として一括されている。幕府のような巨大な官僚組織においては、中村家や由良家のごとき、武士と御役者の中間に位置する曖昧な存在は容認されなかったのである。寛文八年の猿楽帯刀禁止令などを通じて、武家出身の手猿楽者も等しく「御役者」のもとに編成されるようになる。五代將軍綱吉・六代將軍家宣の治世、將軍のお眼鏡にかかった一部の御役者が士分に取り立てられて御廊下番などに配属されたような例もあるが、それも一時期のことで、綱吉・家宣の治世の終わりとともに姿を消すことになる。かくして、武士と御役者との境界は次第に明確化されるのである。

注目すべきは、こうした動きと連動して、武家階級における能受容の様相にも大きな変化が生じていることである。元禄期、將軍綱吉の能数寄に迎合すべく、多くの諸大名が能の稽古にいそしんだが、彼らの指導を担当したのは、もはや従来のような武家役者ではなかった。例えば、元禄期の金春大夫重栄の筆になる「弟子衆へおしへ申候ひかへ」(般若窟文庫蔵)には、重栄が指導を行った人物として、立花鑑任(筑後柳川藩主)・牧野忠辰(越後長岡藩主)・秋元喬知(甲斐谷村藩主)・細川有孝(肥後宇土藩主)・保科正容(会津藩主)ら、諸大名の名前が見える。そして江戸後期にかけて、

猿楽が直接、大名に能の稽古をつけていたことを示す資料が頻出するのである。その背景には、かつて武家の芸道師範を担っていた武家役者が、武士としての道を選択して芸道から遠ざかるものと、「御役者」として猿楽の能役者と同化するものとに両極化し、すでにその姿を消しつつあった状況が存在したのではないかと思われる。八代將軍吉宗の代、嗣子家重の芸道指南を觀世大夫に命じて以後は、歴代將軍もまた、觀世大夫あるいは宝生大夫について能の稽古を行うようになる。「武士が能を舞う」という点では、戦国期以来の武家手猿楽の伝統を受け継いだものといえうだが、戦国期の武家手猿楽の流行が、武家役者なる存在を生み出し、武家から武家へと継承されるもう一つの能の系譜を作り出したのに対し、江戸中後期の武家社会における能楽愛好は、あくまで將軍や大名の嗜みに過ぎなかった。その將軍や大名に追隨して能の稽古に励んだ家臣たちも、武士としての職務が許す範囲内において、能の習得にとつめたのであり、彼らが武家役者として一流の祖となるような動きはもはやどこにも見られないのである。このことは、能役者から武士へ、という画一的な伝承形態に完全に移行したことを意味している。それはまた、江戸中後期における家元制の確立とも密接にかかわる問題であるが、これについては稿をあらためて論じることにした。

注

(1) 猿楽の身分について明示した資料は少ないが、興福寺に隸属する声聞師集団「五ヶ所十座」が同寺から支配を認められた「七道物」の一つとして「猿楽」が挙がっているほか(大乘院寺社雜事記)、南山城に拠点を持つ長命猿楽の「長命休意老」について「穢多三軒御支配」とする記録が残されている(法樂寺蔵「八幡宮御能記録簿写」)。

(2) 「太平記」卷二十三「大森彦七ガ事」には、足利方として活躍した伊予国の武士、大森彦七盛長が、湊川の合戦での働きに対する恩賞給付の喜びとして猿楽を興行し、「彦七モ其猿楽ノ衆」であったとする逸話が見える。これによれば、南

63 武家手猿楽の系譜

北朝期にはすでに武士が自ら猿楽を演じていることになるが、京都の幕府周辺では、いまだ後に述べるような武家の手猿楽が行われていた形跡はない。

- (3) 永正年間に入ると、赤松氏は浦上氏の離反によって大きく勢力を失うが、大永六年正月二十九日、禁裏御所で内々衆の申沙汰により催された謡にも、「あかまつとうほう」らが呼ばれており〔お湯殿〕、十六世紀に入ってもなお赤松家中の手猿楽者の活動が続いていた様子が窺える。その演者について、「二水記」は「幡州牢人常光祇候、近頃之音声也」と記している。

- (4) 観世大夫の一座にこうした武家の手猿楽者が加わる例は、室町御所での御能に限らなかつた。天文八年九月には、観世大夫の日野神事能に淵田・河村らが雇われている〔親俊日記〕。

- (5) 天文二十三年三月に「河州遊佐内安見之子」が禁裏御所で演能を行った例も、これに加えることが出来よう〔言継卿記〕。この「河州遊佐内安見」は、河内守護代の遊佐氏に仕えた安見宗房を指すと考えられる。〔言継卿記〕によれば、三月七日に河内から六、七百人ほどで上洛したというから、遊佐氏の家臣団が大挙しての演能であつたらしい。大夫の「安見之子」は当時十四歳の少年、野尻満五郎。野尻氏は河内の有力国人であつたが、「良尊一筆書写大般若経奥書」によれば、天文二十一年二月、安見宗房によって萱振氏・田川氏らとともに肅清されている。宗房は自分の子供に野尻姓を名乗らせることで、野尻氏の乗っ取りを固つたらしい。その野尻満五郎は、「敵助往生記」弘治三年正月条に「河内安見衆子息満五郎、謀反之儀正露頭、大曲事在之云々」とあり、後に謀反の儀を働いたことが露見している。

- (6) この山岡景隆が所持したと思われる能面が現存する。拙稿「戦国武将山岡景隆と能」(月刊「能」)。平成十五年十一月。京都観世会館参照。

- (7) 朝倉家中の武士には、越前に下向した観世座の役者から教えを受けるものが多かつたようである。大藏九郎能氏や観世九郎豊次らの越前下向の事実が知られる他、天文二年に観世弥次郎長俊が朝倉氏被官と思しき真木六郎右衛門尉景忠に相伝した「音曲伝書」(法政大学鴻山文庫蔵)の存在や、金春家旧伝文書「家説雑録」(能楽研究所般若窟文庫蔵)挿入紙に見

- える「協能之時ワキノ立所シテノ立所ツレノ立所ノ事、親世元頼越前一乗ヨリ上洛ノ刻木ノ目山二屋ノ宿ニテ相伝天文廿一年七月十二日ノ道定」との記事が、天文年中の親世長俊・元頼の越前下向を示唆している。
- (8) 細川十部伝書「節章句秘伝之抄」所収の永禄三年三月二日付謡伝書の編者である「温泉彦次郎久永」も尼子の家臣らしい。石見温泉津串山の領主で、月山富田城に籠城して亡んだ温泉信濃守英永の一族と見られる。
- (9) 明応元年(一四九二)末から同二年初にかけて、畠山基家征討のために編成された足利將軍番衆の交名と思しき「大名外様奉公方之着到」(「東山殿時代大名外様附」)にも、五番衆の一人として「馬淵源次郎」の名が見えるが、年代に隔たりがあり、「協能之次第事」に所見の「馬淵源次郎殿」とは別人であろう。
- (10) 高桑いづみ「x線透過撮影による能管・龍管の構造解明」(「無形文化遺産研究報告」3号。平成二十一年)参照。
- (11) 注(10)参照。
- (12) 水窪町西浦の旧正月の祭り、いわゆる西浦田楽に「はね能」が伝承される点が注目されるが、奥山氏との関係は不明である。
- (13) 大山範子「伊藤正義先生遺稿「注釈の行衛―永禄二年禁裏御能をめぐって―」」(「神戸女子大学古典芸能研究センター紀要」五号。平成二十四年)参照。
- (14) 暮松はその後、江戸に下り、神田明神の神事能大夫となったというが、これ以後の動静は不明。万治二年の三春藩の分限帳である「万治二年御家中給人御物成並御切米取惣帳」に「万吉様衆」として名前が見える「狂言 呉松又助」が、あるいはその後裔かもしれない。
- (15) 竹本幹夫「由良家藏能楽関係文書解説」(「能楽研究」九号。昭和五十九年)参照。
- (16) 表章「能楽研究講義録」(笠間書院。平成二十二年)Ⅳ「史料を読む」に紹介される。